

2004年1月

モンゴルの自由地帯について

モンゴルでは、最近になり国境に自由地帯を形成する作業が進展している。自由地帯を形成するとの考え方自体は1995年に国会で議決されていた。その後、2002年6月には「自由経済地帯を規定する法律」などが成立して枠組みが整備された。同時に「アルタンブラク自由貿易地帯に関する法律」も成立し、1年後の2003年6月には「ザミンウッド自由経済地帯に関する法律」が成立した。ERINAでは、関連する法律及び関連文書をいくつか入手したので、以下に訳出した。なお、文中、斜体字の部分は訳注である。

今回の翻訳は、モンゴルの自由地帯のアウトラインを知っていただくために取り急ぎ訳出したものである。用語法がまちまちであるなどの制約があるが、ご容赦いただきたい。

「アルタンブラク」の自由貿易地帯とは

モンゴル産業・通商省資料、2003年

1. 自然と概況

(ア)位置

セレンゲ県アルタンブラク村は、1729年初め、国境貿易を行う“ジョルガーニザンギ”という名前で出発した。19世紀末、モンゴル、ロシア、中国の国境貿易が拡大し、ヒヤグトゥという町が、国境の重要な拠点となった。1910年にヒヤグトゥにロシア、中国の50の会社や商店が形成され、「商売の町」と言われるようになり、1921年人民革命軍が勝利してからは、ヒヤグトゥを「アルタンブラク（黄金の泉の意）」と呼ぶようになった。

(イ)地理的特徴

アルタンブラクは、面積が210万haで、51万haが農地、2万haが都市部、820haが道路や発電所、155万haが森林、554haが河川で占められている。

自由地帯の面積は500haであり、専用の12.5kmの柵で他から隔離されている。

(ウ)気候条件

アルタンブラクは、標高 1,080～1,116mであるが、凍土地帯の気候は見られない。また、自由地帯の傾斜地は 8%であり、気候条件は良く、都市形成に適している。

2. 社会経済基盤

(ア)人口

2002 年現在、アルタンブラクの人口は 4,000 人で、うち 3,000 人は中心部に住んでいる。労働力人口は総人口の 51%で、このうち 243 人が公務員、723 人が農業に関連する仕事、900 人が工場等に勤めている。200 人が無職である。

(イ)労働力

セレンゲ県スフバートル市には 23 万人が住んでいる。県全体の人口は約 100 万で、ダルハン市は人口が 84 万人である。労働力と人口密度は適当といえよう。

3. 生産基盤

(ア)牧畜

アルタンブラクは、全家畜頭数が 32 万頭で、うち馬が 2,100 頭、牛が 5,200 頭、羊が 15 万頭、ヤギが 9,370 頭、ラクダが 16 頭である。2002 年には、羊毛を 19.5 トン、カシミアを 3.0 トン、ラクダの毛を 80kg、馬の革 200 枚、牛革 975 枚、羊の革 1,820 枚、ヤギの革 850 枚を生産した。

また、豚 235 頭、鶏 270 羽、豚肉 1.7 トン、鶏卵 33 万個が生産された。

(イ)農作

2002 年、4,000ha が耕作され、穀物類 3,000 トン、ジャガイモ 600 トン、野菜 720 トン、翌年のための牧草 6,300 トンを収穫した。農業の分野では 8 つの会社と 4 つの商店が営業を行っている。

(ウ)生産

アルタンブラクの中心では、パン工場、洋裁工場、木材加工工場が営業している。2002 年には 90 トンの小麦粉、35.6 トンのパン、95,000 個のアイスクリーム、140 万トグルク相当の衣服が作られ、総額 2,200 万トグルクの生産製品が販売された。

(エ)サービス

アルタンブラクの中心部には、レストラン 6 軒（140 席）、ホテル 5 軒（ベッド数 80 床）、商店が大小合わせて 49 軒ある。定員 372 人の学校に現在 1,040 人の生徒が通っている。定員 75 人の幼稚園には 140 人が通っている。ベッド数 10 床しかなかった病院は、30 床に増やして稼働している。（*国营の*）サウナとシャワーだけの銭湯が利用されている。

4. インフラ

(ア)エネルギー

アルタンブラクには、セレンゲ県中心部の電力系統の 110KW のうちの 35KW 分が 24Km の送電線により供給されている（中心部は 10 箇所から供給されている）。また、ロシアの“ブリヤート・エネルギー”から 5km の距離である。

(イ)交通

アルタンブラクは、ウランバートルから 335km、セレンゲ県中心から 24km、ロシア領キャフタから 5km の距離に位置していて、舗装された道路でつながっ

ており、また、ロシア、モンゴル、中国を結ぶ鉄道のスフバートル駅からは 30km の位置にある。

(ウ)通信

村の中心には携帯電話も使用できる通信システムが導入されており、衛星放送による「アジアサット」と「エクラン」システムの導入により、テレビ番組を視聴することが可能である。

(エ)水の供給

地下水の量は豊富である。深さ 34m、36.8m、60m の 3 つの井戸があり、泉水量は毎秒 4.8 リットルである。

(オ)国境の税関

現在、国境の税関は、2002 年に増築され、1 日 2,300 人、500 台の車両、12.5 万トンの貨物をチェックして入国させることができる許容量を持つようになった。2002 年は、1 日平均 1,000 人、200 台の車両検査を実施した。

5 . 自由地帯の制度

自由地帯の面積は 500ha であり、以下の部分に分かれる。

- ・ ロシアとの出入国の国境税関を 1 箇所決定する。自由地帯の発展に伴い、税関数を増加させることも可能である。
- ・ 長官執務室と専門スタッフ、組織の事務所、国内外の会社が営業する場所を決定する。
- ・ 販売、サービス業、卸業、小売商、各種展示会の場所を決定する。
- ・ 梱包業者の場所を決定する。
- ・ 輸出向け中小企業の場所を決定する。
- ・ 倉庫、貨物輸送についての場所を決定する。
- ・ コンテナの積み下ろしの場所を決定する。
- ・ 駐車場、修理所、給油所を決定する。
- ・ ホテル、各種サービスの場所を決定する。
- ・ 自然を取り入れた休養地を決定する。
- ・ ゴミの分別所を決定する。
- ・ エンジニアリング設備を決定する。
- ・ モンゴル国内投資家、外国投資家の企業が利用する区画を定め、順次建物を建設する。ホテル、商店は、できるだけ工場から離れた所に整備すべきである。

以上を、技術面の検討に基づいて、計画・整備する。

6 . 自由地帯のインフラと生活環境

自由地帯は外国投資企業やモンゴル投資家、ビジネスマンと専門組織の職員の職場環境でもあり、アルタンブラク全体の労働者の働く環境でもある。

従って、自由地帯内外の生活環境を支えるインフラが必要であり、暖房設備や水道、下水設備を整備することになる。

自由地帯のインフラ、生活関連施設の整備、自由地帯のプロジェクトを、アルタンブラク村全体のプロジェクトにおいて明確に位置づける。

その中でも重要な施設整備は、

- ・ 暖房施設は、まず現在の石炭利用施設の中の稼働停止部分を修理すると共に、新規に 6~8 基のボイラーを整備し、今後の“暖房工場”とする。

- ・ 水道については、3つの井戸の他にまず1基増設し、村の西北、すなわち自由地帯の北側、標高1,128メートルの場所に貯水池を整備し、地下水の探査を2003～2004年内に行って、いくつかの井戸を掘り、貯水の問題を解決する。
- ・ 現在の下水処理設備を修理・増設し、村の東側にろ過、貯水、下水処理施設をつくる。
- ・ 病院を新しく建設する。
- ・ 学校を新しく1つ増やし、児童・生徒が学習する環境を整える。
- ・ 木材加工工場を建設する。
- ・ ホテル、サービス業の建物を建設する。
- ・ 空港を建設する。
- ・ スフバートルとアルタンブラクの間、25kmの鉄道を敷設する。
- ・ 住宅団地を建設する。

7. 先に決めるべき問題と建築について

自由貿易地帯のプロジェクト、村づくりのプロジェクト(の方針づくり)は、既に終了しており、その後、計画を実施する手続きが進められている。

この中で、今年対応すべき重要な事項は、

- ・ 自由地帯の長官とマネージャーを就任させる。
- ・ 自由地帯の周囲の柵を整備する執行者を決め、建設を進め、今年中に周囲の柵の整備を完了する。
- ・ 自由地帯500haの航空写真を専門家に依頼する。
- ・ 貯水池を整備し、井戸を1基増設し、更に井戸の探査を開始する。
- ・ 下水処理施設の建設を開始する。
- ・ 暖房のパイプ敷設。石炭暖房工場の能力の計算・計画を行い、建設担当者を決定して、建設を開始させる。
- ・ 電線敷設担当者を決め、作業を開始させる。
- ・ 国境のチェック・税関のための建物を建てる。
- ・ 長官の執務室、専門スタッフの職場、各組織の事務室を建設する。
- ・ 自由地帯の投資企業の計画を実施させ、その責任者を決め、計画にしたがって順番に建物の建設を開始する。

〔モンゴル語原文を外部委託により翻訳〕

アルタンブラク自由貿易地帯における予算、投資の可能性及び減税について

モンゴル産業・通商省資料、2003年

モンゴル国が外国投資家企業から求められている重要な点は、自由貿易地帯を発展させられるかどうかということである。

モンゴル国に自由地帯を形成するという理念は、1995年12月のモンゴル国会で第87号決議として採択された。

モンゴル政府のプロジェクトを進めるため、「モンゴル国内で営業するための法律」、「自由経済地帯を規定する法律」、「アルタンブラク自由貿易地帯に関する法律」が2002年6月に議決された。

国会の2003年6月の会議において、「ザミンウッド（道路の門の意）」自由地帯を形成する法律が議決された。

セレンゲ県アルタンブラク村にはモンゴル・ロシア国境を越える道路があることから、アルタンブラク自由貿易地帯を形成する準備が始まっている。

モンゴル政府は「アルタンブラク」自由貿易地帯の（管理機構の）職員の人数と給与を決定し、また、幹部職員を任命して、業務を執行させている。

「アルタンブラク」自由貿易地帯の境界を確定し、警備を強化することが国会で議決された。

また、産業・通商省は「アルタンブラク」自由貿易地帯の形成に向け業務を積極的に進めており、作業リストを提出して、必要な予算として150億トグリクを確保することを検討中である。

「アルタンブラク」自由貿易地帯を発展させるための2015年までのプロジェクト、アルタンブラク村と自由貿易地帯とのプロジェクトの手続きは終了している。このプロジェクトに対する、モンゴル政府の承認を求めることが決定されている。自由貿易地帯の企業活動を安定させて経済自由地帯になるまで発展させ、将来外国投資企業が増えることを目指す。

我々は、今年、モンゴル国内工業の育成理念・計画を、政府の会議で討議した。このプロジェクトでは、スフバートル市に木材工業、食肉加工、農業用機械の組み立て工場を整備することとされている。ここでは、「アルタンブラク」自由貿易地帯を将来的に発展させ、スフバートル市とアルタンブラクの経済自由地帯にすることを目的としている。

アルタンブラクを中心とするこの自由貿易地帯は良好なインフラ条件以外にも、ロシア、ヨーロッパの市場に近い点で、モンゴル国内及び外国投資企業、ビジネスマンの関心を集めている。

自由地帯の維持、発展の重要なポイントは、法律と安定した環境、減税などである。

商品の取引

今日、アルタンブラクの国境を経由して、年間11億ドルの輸入が行われている（1日1,000人、300台の車両が往来している）。

自由地帯にまず建築物を建設した後、その他のインフラを整備し、自由貿易地帯の活動は2004年より始まる。2006年に101.2億ドル、2010年には約150億ドル、2015年には229億ドルの取引がなされる見込みである。

モンゴルの貿易取引に占める「アルタンブラク」自由地帯での商品取引の割合が、2006年には6.7%、2010年に12.3%、2015年に13%に増加することを目標としている。

「アルタンブラク」自由貿易地帯の投資について

自由貿易地帯をつくる投資計画は、いくつかの段階を経て実施される。第1に、アルタンブラクのインフラ整備のための投資額約40.0億ドル、次に自由地帯の建築物、業務、サービスに掛かる投資額が約530億ドル、総額で約570億ドルとなる。すなわち、アルタンブラク自由貿易地帯500haに対し1ha当り1.1億ドルの投資が必要であるということが、アルタンブラクを発展させるための計画の中で指摘されている。

2003～2004年に約35.0億ドル

2005～2008年に約230億ドルの投資が必要である。

投資の大部分は外国からの直接投資によりものとし、周囲の柵や長官執務室、インフラを整備する計画である。

「自由地帯に関する法律」、「アルタンブラク自由貿易地帯に関する法律」において、以上の問題が決められている。「アルタンブラク」自由貿易地帯の関税、地代、不動産税を減免することが決められている。

輸入関税

- ・ 輸入品に対する輸入関税と付加価値税、特別税は課さない。
- ・ 納税済み商品を自由貿易地帯に持ち込んだ場合、輸出の際に税金は課さない。
- ・ モンゴル国内でつくられた商品を自由貿易地帯に持ち込む時に、輸出関税が賦課されている場合には、付加価値税を還付する。
- ・ 自由貿易地帯から輸出する商品には税金を課さない。
- ・ 自由貿易地帯から国内に商品を搬入する時は、輸入関税を課す。もし納税済み商品を再輸入する場合には、税金は課さない。

所得税

- ・ 電気、暖房設備、水道、鉄道、道路、電話に関わる投資案件を、課税の対象外とする。
- ・ 倉庫、荷役、ホテルに投資した企業は、5年間は課税の対象外とし、次の3年間は50%とする。
- ・ 貨物の保管、梱包等の部門を10年以上経営する企業は、最初の1年は非課税、次の3年間は50%とする。

土地の提供について

- ・ 政府に支払う地代の金額については、モンゴルの土地に関する料金の法律に基づいて決定する。
- ・ 営業、サービスを行っている企業の地代は、最初の3年間は徴収せず、次の年からは50%とする。
- ・ 自由地帯に建物を建てたり、インフラに投資したりしている企業の地代は、最初の5年間は徴収せず、次の3年は30%とする。
- ・ 国会において、地代を徴収するか否か、軽減するか否かを決定する。

不動産税について

- ・ 永住者、外国企業には、不動産税を課さない。

他の条件

- ・ 自由貿易地帯の投資企業の財産は保護され、国のものとはしない。

- ・ 自由貿易地帯で営業している者や企業の財産は、裁判での決定無しに取り上げることはしない。
- ・ 外国投資企業は、配当金を正当に外国に送金する権利を持つ。

〔モンゴル語原文を外部委託により翻訳〕

自由地帯について

第一章 一般規定

第1条 法律の目的

1.1. 本法は、自由地帯の設立とその形式、統治機関の権限、監督体制、ならびに特別税制および特別な税関条件の設定および実現に関する法的基礎の策定を目的とする。

第2条 自由貿易地帯に適用される法制度

2.1. 自由地帯に適用される法制度は、モンゴル憲法、本法これらを施行するために採択されるその他立法行為からなる。

2.2. モンゴルが締結した国際条約上に特別の定めがある場合には、その国際条約に従う。

2.3. 自由地帯法に規定されている以外の法律関係は、関連するモンゴルの法が適用される。

第3条 自由地帯及びその形式

3.1. 「自由地帯」は、商業及び投資を目的とした特別な条件を備えたモンゴルの領域の一部であり、関税並びに税制面である。

3.2. 自由地帯は、貿易、産業、農業、観光、経済の形式でこれを行う。

3.3. 自由貿易地帯では、製品および商品の品質を損なわず、価値と売買取引を高める包装、保管、保護を改善することを目的とした活動が行われる。

3.4. 自由産業地帯では、先進的な輸出指向型技術と市場競争力のある製品の製造を発展させることを目的とした活動が行われる。

3.5. 自由農業地帯では、集約的農業、畜産業、食品の製造及び販売を発展させることを目的とした活動が行われる。

3.6. 自由観光地帯では、国際基準に見合う適切な施設とインフラが作られ、様々なサービスが提供される。

3.7. 自由経済地帯においては、本法 3.3 ~ 3.6 の項目を規定する複合型・融合型の活動が行われる。

第4条 自由地帯における特惠

4.1. 自由地帯では、優遇税制、平易な登録手続、入出国手続の簡素化を実行する。

4.2. 旅客、製品、交通手段は、税関の承認を受けた手続きを踏んで税関内のチェックポイントを通過して、自由地帯に入らなければならない。

4.3. モンゴル国内に輸入が禁じられている物は自由地帯に持ち込むことを禁じる。

4.4. 自由地帯に対して外国から持ち込まれる、もしくは外国に持ち出される商品に対しては非関税制限が適用されない。

4.5. 自由地帯における処理は、モンゴル銀行の承認を受けた特別通貨規定手続きに基づき、国内または外国の通貨で取り扱われる。

第5条 自由地帯の設置、変更、解体

5.1. モンゴル議会(State Ih Hural)は、政府による当該議案の提出により、モンゴル国の自由地帯の設置、形態、規模および場所、国境、変更ならびに解散を決定する。

第2章 自由地帯の運営

第6条 自由地帯の長

- 6.1. 自由地帯の長は、政府に代わり運営を任される国の代表である。
- 6.2. 自由地帯の長は、モンゴル国首相により任命および解任される。
- 6.3. 長は首相に報告を行う。
- 6.4. 長には事務所が与えられる。政府は、自由地帯の位置付けと領域の大きさに従って、職位の数、職員の給料を決める。
- 6.5. 長は定められた基準に従い、印、証紙、公式レターヘッドを使用する。

第7条 自由地帯長の権限

- 7.1. 自由地帯の長は、次の権利を行使する。
 - 7.1.1. 自由地帯を代表し、その権利の範囲内で決定を下す。
 - 7.1.2. 自由地帯発展のプログラムと予算を用意し、承認を受けた後はそれを実行する。
 - 7.1.3. 自由地帯で活動を行う投資家ならびに企業その支店および駐在員事務所の登録を行う。
 - 7.1.4. 自由地帯を代表して、契約書に署名し、取引を行う。
 - 7.1.5. 自由地帯における労働並びに雇用政策を決定し実行する。
 - 7.1.6. 自由地帯で運営する企業および機関が活動地域を変更する際の申請を受け決定する。
 - 7.1.7. 法律のもとに提供された土地、国有建築物並びに施設を処分し、利用管理を行う。
 - 7.1.8. 自由地帯内における特別検査部署の活動の調整を行う。
 - 7.1.9. 統括マネージャー及び職員の任命と交代を行う。
 - 7.1.10. 市民、経済団体、機関に対する土地の所有証および土地利用証の発行を行う。
 - 7.1.11. 自由地帯の投資家の代理機関および民間部門と緊密な協力を行う。
- 7.2. 長は契約に基づき、7.1.3 に示される任務を民間企業に委託することができる。
- 7.3. 長は与えられた権限の範囲内で、法律に従って命令を下さなければならない。その命令が法律と矛盾する場合は、長・首相のいずれかがその取消および・廃止を行う。

第8条 自由地帯の統括マネージャー

- 8.1. 自由地帯の経済を管理する権利をもつ公務員が、自由地帯の統括マネージャーとなる。
- 8.2. 自由地帯の統括マネージャーは、社会、文化、衛生サービス、街の改善、土地利用に責任を持ち、これらに関して地方政府、投資家評議会との契約に基づいた政策を実行する。
- 8.3. 統括マネージャーは、次のことがらについて、長に報告し、また投資家組織に通知する。
 - 8.3.1. 自由地帯発展プログラムとその実行について
 - 8.3.2. 投資プロジェクトの実行について
 - 8.3.3. 自由地帯に対する海外協力に関する若干の問題について
- 8.4. 統括マネージャーは、定められた基準に従い、公式のレターヘッドを使用する。

第9条 自由地帯における投資家評議会

- 9.1. 自らの利益を守り、新たな投資を誘引し、自由地帯の発展を支援・促進する自由地帯への投資家の代表で構成される評議会を設立することができる。
- 9.2. 投資家評議会は、設立総会で承認される綱領にしたがって活動する。

第10条 特別検査部署

- 10.1. 自由地帯には独立した検査部署を置かなければならない。政府は、自由地帯の形態、特定の目的、場所によって、検査部署機関の立場と構造を決定する。

第11条 自由地帯の予算

- 11.1. 自由地帯は、独立した予算を持つ。
- 11.2. 自由地帯の予算は、政府による当該議案の提出によって、国家予算の独立した項目としてモンゴル議会で承認される。
- 11.3. 自由地帯への歳入は、次の財源から得る。
 - 11.3.1. 自由地帯の企業、機関、国民の所得税、およびその他の納付。
 - 11.3.2. 自由地帯内の土地、天然資源、国有建築物・施設、サービスに対する支払い及び賃貸料。
 - 11.3.3. 国及び地方予算から自由地帯予算に分配される自由地帯設立のための予算。
 - 11.3.4. 企業、機関、国民からの寄付および支援。
 - 11.3.5. その他、自由地帯予算への収入。
- 11.4. 自由地帯の予算は、次の経費に使用する。
 - 11.4.1. 運営費用。
 - 11.4.2. 他者に提供するサービスにかかる費用。
 - 11.4.3. 自由地帯の国境防衛。
 - 11.4.4. 特別検査部署にかかる費用。
- 11.5. 長は自由地帯の予算支出の主な執行者である。

第12条 自由地帯の長、地方政府、地方人民代表大会の関係

- 12.1. 長は、法律に基づく地方政府・地方人民代表大会が効力を発揮するための援助をし、次の事項について協力する。
 - 12.1.1. 人口移動および住民登録の管理。
 - 12.1.2. 地方の社会、文化、衛生サービス向上の支援。
 - 12.1.3. 地元住民の雇用および生活水準の向上。
 - 12.1.4. 土地利用料の一部の地元予算への組み入れ、その他の政府が定めた金額の地方財政への支払
 - 12.1.5. 土地、天然資源、歴史・文化的建造物の適切な利用および保護。
 - 12.1.6. 自由地帯、県、地方レベルで必要な産業インフラ発展計画を協力して実行すること。

第3章 自由地帯における活動

第13条 自由地帯内で営業を行う企業の登録

- 13.1. 自由地帯で営業しようとする企業は、次の要件を満たさなければならない。

- 13.1.1. 自由地帯の目的と商業活動に適合する貿易、製造、サービス業に準じること。
- 13.1.2. 国家及び国際基準を満たす製造ならびにサービスの技術および方式を使用すること。
- 13.1.3. 環境影響評価を行っていること。
- 13.2. 自由地帯で営業しようとする企業は、自由地帯長の事務所に、次のような登録書類を提出しなければならない。
 - 13.2.1. 権限のある者による、運営組織、登録名称、営業場所、国籍、投資の種類、形態、金額および分野、営業分野、投資期間および段階にを明らかにした申請書。
 - 13.2.2. 投資家が法人の場合は、企業登録証明書。
 - 13.2.3. 投資家が個人の場合は、市民身分証明書の確認できる写しと略歴。
 - 13.2.4. ある種の活動については、必要に応じて、特別許可証。
 - 13.2.5. 定款および契約書。
- 13.3. 申請書が法律に記載されている要件を満たす場合、自由地帯の長は、申請書を受理した日から5日以内に、国家登記局に登録し個別の証明書を発行する。

第14条 企業登録における長の権限

- 14.1. 自由地帯の長は企業登録に対して次の権限をもつ。
 - 14.1.1. 企業設立の合法性を調査する
 - 14.1.2. 企業が1年以内に準備もしくは定款に記されている生産もしくはサービスの提供を行わない場合、または営業開始以降12か月間、生産・サービスを中断した場合は、国の登録を取り消す。
 - 14.1.3. 次のような理由により、証明書の発行を拒否する。
 - a) 定款・契約書が、法的要件を満たさない場合。
 - b) 営業目的が自由地帯の特徴に適合しない場合。
 - c) 企業名がすでに登録されている場合。
 - d) 設立者に行為能力がない場合。

第15条 自由地帯における経済活動

- 15.1. 自由地帯の目的に適合する経済活動および製造、社会、市場インフラ関連のその他のサービスが認められる。
- 15.2. モンゴル議会は、自由地帯内の経済活動について、法律に禁じられない範囲で、別に定める。

第16条 土地所有権の規定

- 16.1. 政府は自由地帯内の領域および境界に対して、県の人民代表大会と合意して、モンゴル議会の承認のため、当該議案を提出する。
- 16.2. 長は、所有または利用される土地の面積・期間を含む企業、機関、国民による土地の所有および利用について、決定を下す。
- 16.3. 自由地帯の場所および目的によって、政府は土地使用料に関する法律に記載されている標準料率に基づき、土地所有および利用に対する料金を設定することができる。

第 17 条 自由地帯における税制と免税

17.1. 自由地帯に入る品物には、次の税が課税または免税される。

- 17.1.1. 外国から自由地帯に入る品物には、物品税、付加価値税、輸入関税を賦課しない。
- 17.1.2. モンゴルの関税が適用される領域に輸入され、すでに輸入税、物品税、付加価値税が支払われた、自由地帯に入る品物には、輸出関税を賦課しない。
- 17.1.3. 必要に応じて、自由地帯に入るモンゴル製品に輸出関税が賦課され、付加価値税が還付される。

17.2. 自由地帯から出る製品には、次の税が課税または免税される。

- 17.2.1. 自由地帯からモンゴルの関税が適用される領域に入る品物には輸入関税、付加価値税、物品税を賦課する。
- 17.2.2. 17.1.2. に記載される物品は、自由地帯からモンゴル関税領域に入る際に、輸入関税、付加価値税、物品税が免除される。
- 17.2.3. 自由地帯からモンゴルの関税が適用される領域に戻るモンゴル製品には、輸入関税及び付加価値税がかからない。この場合、商品の輸出関税は賦課しないが、付加価値税は賦課する。
- 17.2.4. 自由地帯から海外へ輸出される物品に対しては、法律により輸出関税がかけられている場合を除き、輸出関税、物品税、付加価値税はかからない。
- 17.3. 17.1 並びに 17.2 に記載されているものを除く、その他の税の控除および減免は、自由地帯の場所および目的により、法律で定める。
- 17.4. 自由地帯との契約に基づき、土地の所有、利用、保護の義務履行の状況に応じて、一定期間国内および外国企業、機関ならびに個人の土地使用料を減免することができる。
- 17.5. モンゴル議会は、政府による当該議案の提出により、土地使用料の減免の方法および金額を決定する。

第 18 条 自由地帯の国境防衛および通行

18.1. 自由地帯は特別な重要性をもった国の施設としての地位をもつ。

18.2. 内務治安部隊は、自由地帯の境界線の保護と領域内の道路の管理任務を実行する。

〔英語訳文を ERINA にて翻訳〕

「アルタンブラグ」自由貿易地帯に関する法律

第1章 本法の目的

1.1. 本法は、「アルタンブラグ」自由貿易地帯（以下、「アルタンブラグ」地帯とする）の法的地位を定め、その施行に関わる関係を規定することを目的とする。

第2章 「アルタンブラグ」地帯に適用される法律

2.1. 「アルタンブラグ」地帯に適用される法は、モンゴル憲法、自由地帯法、本法、およびこれらを施行するために採択されるその他立法行為からなる。
2.2. モンゴルが締結した国際条約上に特別の定めがある場合には、その国際条約に従う。

第3章 「アルタンブラグ」地帯の領域

3.1. 「アルタンブラグ」地帯は、モンゴル議会により定められた境界内のセレンゲ県アルタンブラグ村の領域に置く。

第4章 所得税の減免

4.1. アルタンブラグ地帯における、電気、暖房、水道、電気通信ネットワーク、自動車道路、鉄道など主要インフラへの企業投資額は、所得税の歳入項目から控除される。
4.2. 「アルタンブラグ」地帯の倉庫施設、貨物ターミナル、ホテル建設に投資をする企業は、事業開始から5年間の所得税を免除され、その後3年間50%の所得税を軽減される。
4.3. 商品や製品の保管・保護、包装の向上に従事し、地帯当局との間で10年以上営業する契約を結んだ企業は、事業開始から1年間の所得税を免除され、その後3年間50%の所得税を軽減される。
4.4. 地帯当局に登録し「アルタンブラグ」地帯に永住する外国企業、機関、個人は、固定資産税が免除される。
4.5. 地帯当局に登録し「アルタンブラグ」地帯に永住する外国企業、機関、個人は、自ら所有する固定資産をモンゴルの国民、企業、機関に売却した場合は、その所得税が免除される。

第5章 土地利用料の軽減

5.1. 次のような場合に、土地利用料が軽減される。
5.1.1. 貿易、サービスに関わる企業は、事業開始日より3年間、土地利用料が免除され、その後3年間土地利用料の50%が軽減される。
5.1.2. 第5章5.1.、5.2.に規定される「アルタンブラグ」地帯の主なインフラ建設に関わる企業は、事業開始日より5年間、土地利用料を免除され、その後3年間土地利用料の30%が軽減される。

〔英語訳文を ERINA にて翻訳〕

モンゴル国の法律

2003年6月20日 ウランバートル

「ザミンウッド」自由経済地帯に関する法律

第1条 法律の目的

第1項 この法律の目的は、「ザミンウッド」自由経済地帯（以下「ザミンウッド」地帯という）について明確にし、実際に実施させることである。

第2条 「ザミンウッド」地帯に関する法律

第1項 「ザミンウッド」地帯について法律は、モンゴル国憲法及び自由地帯に関する法律に基づいて制定される。

第2項 モンゴル国の国際条約の規定とこの法律の規定とが抵触する場合には、国際法に従う。

第3条 「ザミンウッド」地帯の地形

第1項 「ザミンウッド」地帯は、ドルノゴビ県のザミンウッド・ソム(村)の中で、国会で決定した境界内とする。

第2項 「ザミンウッド」地帯は、商業と観光サービスで成り立つ。

第3項 「ザミンウッド」地帯には、カジノを建設することができる。

第4条 「ザミンウッド」地帯の警備と境界、及び出入りのチェック

第1項 「ザミンウッド」地帯の警備、チェック義務は、国境警備員が担当する。自由地帯法の第18条第2項は、「ザミンウッド」地帯に適用しない。

第2項 「ザミンウッド」地帯は、トップの組織で決定した出入りのチェックを行う。

第3項 「ザミンウッド」地帯の規定は、法律、モンゴル国内の問題を決める機関、国際交流の問題を決める期間が協力して決定する。

第5条 「ザミンウッド」地帯の税金、支払いの免除と減税

第1項 自由地帯の状況を見ながら、減税、免税、地代支払いの割合を決定する。

第2項 「ザミンウッド」地帯に所属している自然人や外国企業の不動産を、モンゴル国の企業や自然人に販売した場合は、課税しないものとする。

第3項 「ザミンウッド」地帯に所属している自然人や企業が営業を開始して初めの5年間は、不動産税は免除する。

第4項 「ザミンウッド」地帯では次の方法で減税、免税を行う。

第1号 発電所、水道、下水、道路、鉄道、通信に企業が投資した場合は、減税する。

第2号 「ザミンウッド」地帯に倉庫、荷捌場、ホテルを建設する際に投資した企業は、営業を開始した日から5年間は所得税を免除し、次の3年間は50%とする。

第3号 「ザミンウッド」地帯において10年またはそれ以上営業を行うことを契約した企業は、営業を開始した日から最初の1年は所得税を免除し、次の3年間は50%とする。

第5項 「ザミンウッド」地帯では次の方法で減税を行う。

第1号 商業、サービスを行う企業は、営業を開始した日から最初の3年間は地代を免除し、次の3年間は50%とする。

第2号 この法律の第5条第4項第1号のインフラ投資を行う企業は、開始した日から最初の5年間は地代を免除し、次の3年間は30%とする。

第6条 通貨と会計

第1項 「ザミンウッド」地帯での支払いは、通貨をもって行い、交換レートはモンゴル銀行が決定する。

第2項 外国投資企業は、通貨の交換については、監督機関と契約・協議に基づいて、モンゴル国内の銀行か外国の銀行に口座を開くことができる。

第3項 「ザミンウッド」地帯に所属する銀行、通貨交換の監督機関の許可に基づき、外国に送金することができる。

第4項 外国投資企業及び関係者は、自由地帯に所属する会社に、外国通貨で証券を預けることができる。

モンゴル国会 議長

C.トモル-オチル

〔モンゴル語原文を外部委託により翻訳〕

以上